

諮問番号：諮問第 290 号

答申番号：答申第 290 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

北九州市小倉北福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った一時扶助決定取消処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 処分庁は、訪問時に審査請求人が自宅に設置した本件処分に係るエアコン（以下「本件エアコン」という。）をその形式や製造年を含めて確認し、写真撮影も行っている。
- (2) 本件エアコンの設置に当たっては、繁忙期であったことに加え、1日でも早く設置したかったため、自己負担も発生している。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分の決定については、法令及び国からの通知等に則って適正に行われており、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

#### (1) 本件処分の違法性又は不当性

本件処分は、本件エアコンの購入及び設置に要する費用を支給する本件一時扶助決定処分を取り消すものであるところ、家具什器費の支給に係る一時扶助決定処分がなされた場合において、所要の事後確認を行ったにもかかわらず、当該器具の購入金額等を認定することができなかつたときは、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」

という。)問13-2の答の4の「扶助費を支給したあとで当該扶助の目的が消滅したような場合」に該当するものとして、本件一時扶助決定処分を取り消すべきであると解される。

のことから、処分庁は、本件エアコンの購入時の領収書が提出されなかつたこと、本件エアコンの機種が本件見積書記載の冷房器具の機種と異なるものであり、現物確認によつてもその入手経緯等を確認できなかつたこと、これらの点に関して審査請求人からの合理的な説明がなされなかつたこと等を踏まえて本件処分を行つたことが認められ、その判断に不合理な点は見当たらない。

したがつて、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## (2) その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

令和7年8月8日付で審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和7年9月18日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

本件処分の決定については、法令及び国からの通知等に則つて適正に行われており、処分庁が本件処分を行つたことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないといつべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参照した上で、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

委員小原清信  
委員鶴利絵  
委員谷本拓也